



第4号様式（第4条関係）

行政文書非公開決定通知書

30 観名保第 37 号
平成 30 年 5 月 22 日

名古屋市民オンブズマン
代表 滝田 誠一 様

実施機関

名古屋市長 河村 たかし



平成30年5月8日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第10条第2項の規定により、次のとおり公開しないことと決定しましたので通知します。

行政文書の名称	<ul style="list-style-type: none"> ・17/12/18 特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議石垣部会の構成員と名古屋市担当者が協議をした際の配布資料 ・17/12/18 特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議石垣部会の構成員と名古屋市担当者が協議をした中身がわかるもの（議事録、議事メモ、録音）
公開しない理由	請求のあった行政文書を作成又は取得しておらず不存在のため非公開とします。
備考	<p><決定を行った所管課・公所> 観光文化交流局名古屋城総合事務所保存整備室 TEL 052-231-2488</p>

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3箇月以内に、名古屋市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日（審査請求をしたときは、裁決書の送達を受けた日）の翌日から起算して 6箇月以内に、名古屋市を被告として（市長が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴え（取消訴訟）を提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分又は裁決の日から 1年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。